

## 一般廃棄物収集運搬業に関する手続等について

### 1 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可申請

一般廃棄物収集運搬業の許可期間は2年間です。審査に1か月ほど要しますので、余裕をもって申請願います。

申請書類の様式は滝川市ホームページよりダウンロードしてください。

#### (1) 申請書類

申請に必要な書類はチェック表（別紙6）のとおりです。記載例を参考に、チェック表（別紙6）に基づき確認のうえ、提出してください。

手数料は新規 6,500 円、更新 5,000 円です。申請時に納付してください。なお、申請の取り下げ等がありましても、納付された手数料は還付できませんので、ご注意願います。

### 2 事業範囲変更申請書

一般廃棄物収集運搬業の事業範囲を変更しようとするときは申請が必要になります。  
新規許可の原則停止と同様に、事業範囲の拡大は、原則認めません。審査に1か月ほど要しますので、余裕をもって申請願います。

#### (1) 申請書類

申請に必要な書類は表1のとおりです。

《表1 事業範囲変更申請書に係る必要な書類》

| 添付書類                               |                                         | 法人 | 個人 |
|------------------------------------|-----------------------------------------|----|----|
| ①一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更申請書               | 【別記第3号様式】                               | ○  | ○  |
| ②当該変更の申請に係る事業の用に供する施設及び設備機材等に関する書類 | 【別紙5】                                   | ○  | ○  |
|                                    | 車検証の写し（車検証の使用者欄が申請者以外の場合は、車両の借用契約書等の写し） | ○  | ○  |

※その他市長が必要と認める書類

### 3 許可証の再交付申請

許可証を紛失、又は損傷したときは、直ちに「許可証再交付申請書（別記第6号様式）」を提出し、許可証の再交付を受けてください。なお、手数料は、1件につき1,000円です。申請時に納付してください。申請の取り下げ等がありましても、納付された手数料は還付できませんので、ご注意願います。

### 4 事業廃止届

一般廃棄物収集運搬業を廃止しようとするときは、その廃止の日から10日以内に「事業廃止届（別記第7号様式）」により届出をしてください。

### 5 許可申請事項変更届

一般廃棄物収集運搬業の許可申請事項に変更が生じた場合は、変更した日から10日

内に「許可申請事項変更届（別記第8号様式）」により届出をしてください。記載例を参考に提出願います。

新規許可の原則停止と同様に、収集能力の拡大は、原則認めません。

# (1) 変更事項及び必要書類

届出が必要な変更事項（主なもの）は表2のとおりです。「許可申請事項変更届（別記第8号様式）」に必要書類を添えて、変更日から10日以内に届出をしてください（登記事項証明書及び法人役員等の欠格要件に該当しない旨を記載した書類は30日以内に提出）。

《表2 許可事項の変更一覧》※主なもの

| 変更事項                                                     | 必要書類                                                                         | 法人 | 個人 |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 住所                                                       | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）                                                        | ○  | —  |
|                                                          | 住民票の写し（本籍の記載があり、マイナンバーの記載が記載されていないもの）<br>（事務所が住所以外にある場合、確認できる書類（登記簿、貸借契約書等）） | —  | ○  |
| 法人の名称<br>個人の氏名                                           | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）                                                        | ○  | —  |
|                                                          | 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）                                                           | —  | ○  |
| 代表者                                                      | 欠格要件に該当しない旨を記載した書類<br>（提出したことがない場合）                                          | ○  | ○  |
|                                                          | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）                                                        | ○  | —  |
| 法定代理人<br>法人の役員（法定代理人、役員（取締役、監査役、相談役、顧問、理事等）<br>政令で定める使用人 | 欠格要件に該当しない旨を記載した書類<br>※前回提出時より新たに追加になった方だけ提出                                 | ○  | —  |
|                                                          | 誓約書<br>※前回提出時より新たに追加になった方だけ提出                                                | ○  | —  |
|                                                          | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）<br>※登記簿謄本にすべての役員が記載されていない場合は役員名簿を提出【別紙2】               | ○  | —  |
| 事務所及び事業場の所在地                                             | 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）                                                        | ○  | —  |
|                                                          | 住民票（本籍の記載があり、マイナンバーが記載されていないもの）<br>（事務所が住所以外にある場合、確認できる書類（登記簿、貸借契約書等））       | —  | ○  |
| 機材届                                                      | 【別紙5】                                                                        | ○  | ○  |
|                                                          | 車検証の写し（車検証の使用者欄が申請者以外の場合は、車両の借用契約書等の写し）                                      | ○  | ○  |

※その他市長が必要と認める書類

## 6 欠格要件に該当した場合の届出

欠格要件のいずれかに該当した場合は、該当するに至った日から2週間以内に市長に届け出なければなりません。

### (1) 提出書類

次に掲げる事項を記載した届出書（任意様式）を市長宛てに提出してください。

#### 《欠格要件該当の届出事項》

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・許可の年月日及び許可番号
- ・欠格要件のうち該当するに至ったもの及び該当するに至った具体的事由
- ・欠格要件に該当するに至った年月日

## 7 申請に必要な証明書等について

申請日前3か月以内に発行を受けた証明書等を添付してください。なお、同時に2件以上の申請を行う場合は、一部は写しの添付でも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。

## 8 その他

申請書などの様式は変更することがあります。提出の際は最新のものをご使用ください。

## 9 罰則

法若しくは法の処分に違反した場合、次表のとおり、罰則の適用の対象となります。また、違反行為の事実が判明した場合は、罰則の適用の有無にかかわらず、許可の取消し又は事業の停止を命じることがあります。

| 違反行為                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 罰則                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合</li> <li>・不正の手段により一般廃棄物処理業の許可（許可の更新を含む）を受けた場合</li> <li>・許可を受けずに一般廃棄物処理業の事業の範囲を変更し、一般廃棄物の処理を行った場合</li> <li>・不正の手段により一般廃棄物処理業の変更許可を受けた場合</li> <li>・事業停止命令又は措置命令に従わない場合</li> <li>・一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合</li> <li>・名義貸しをした場合・許可を受けずに一般廃棄物処理施設を設置した場合</li> <li>・許可を受けずに一般廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した場合</li> <li>・環境大臣の確認を受けずに一般廃棄物を輸出した場合</li> <li>・廃棄物を不法投棄した場合</li> <li>・廃棄物の焼却禁止に違反して焼却した場合</li> </ul> | <p>5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれの併科</p>                                                                                                                                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理業者が他人に廃棄物の処理を委託した場合</li> <li>・委託基準に従わずに委託した場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わない場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はこれの併科</p>                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格要件に該当するに至ったにもかかわらず必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</p>                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の記録をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え置かなかった場合</li> <li>・求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合・立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合・技術管理者を置かない場合</li> </ul>      | <p>30 万円以下の罰金</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して上記の違反行為をした場合</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者につき、上記の各罰則を適用</li> <li>・その法人又は個人につき、上記の各罰金刑を適用</li> </ul> <p>ただし、無許可営業、不正許可取得、無許可変更、不正変更許可取得、無確認輸出、不法投棄、不法焼却の場合にあっては、法人に対しては 3 億円以下の罰金</p> |

## 関係法令等（一部抜粋）

本文で扱う用語について

法・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境省令施行規則・・・・・同　　施行規則

条例・・・・・・・・・・滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例

滝川市条例施行規則・・・・・同　　施行規則

### ○法第7条

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明

治四十年法律第四十五号) 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号) の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者である)かを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハ

において同じ。) がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
  - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 12 第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- 15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

## ○法第7条の2

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

## ○法第7条の2第3項

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

## ○法第7条の2第4項

一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号イからへまで又はチからルまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

## ○環境省令施行規則第2条の2

法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

### 一 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

### 二 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

## ○環境省令施行規則第2条の6

法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

### 一 氏名又は名称

### 二 次に掲げる者

- イ 法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人
- ロ 役員及び政令で定める使用人
- ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人



三 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）

四 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

2 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行うものとする。

#### ○環境省令施行規則第2条の7

法第7条の2第4項の規定による届出は、法第7条第5項第4号イからへまで又はチからルまで（同号チからルまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

#### ○滝川市条例施行規則第20条

条例第27条第1項の規定により前条第1項に規定する許可証の再交付の申請をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）・浄化槽清掃業許可証再交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項に規定する許可証を破り、又は汚した者が条例第27条第1項の規定による申請をする場合には、申請の際当該許可証を添えてしなければならない。

3 前条第1項に規定する許可証の交付を受けている者は、当該許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、速やかに、これを市長に返納しなければならない。

#### ○滝川市条例施行規則第21条

法第7条の2第3項に規定する廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行わなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（処分業）事業廃止届（別記第7号様式）又は一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請事項変更届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出には、廃止又は変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。